

龍ヶ崎地方衛生組合議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 6 月 9 日

龍ヶ崎地方衛生組合
管理者 笥 信太郎

龍ヶ崎地方衛生組合条例第 3 号

龍ヶ崎地方衛生組合議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
龍ヶ崎地方衛生組合議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例（平成 2 1 年龍ヶ崎地方衛生組合条例第 1 号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（議員報酬の額） 第 2 条 議長、副議長及び議員の議員報酬は、<u>別表</u>のとおりとする。 （議員報酬の支給） 第 3 条 議長、副議長及び議員の議員報酬は、<u>会計年度の末日から 3 0 日以内</u>に支給する。 2 議長、副議長及び議員が<u>会計年度</u>の途中で新たにその職についたときは、その日分から日割計算により議員報酬を支給し、離職し、又は死亡したときは、その日分までの議員報酬を日割計算により <u>3 0 日以内</u>に支給する。 <u>3 前項の規定に基づき議員報酬を日割計算により支給する場合において、当該議員報酬に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。</u> （費用弁償） 第 4 条 議長、副議長及び議員が公務のため旅行したときは、その旅行について、費用弁償として<u>一般職に属する常勤の職員の受ける旅費の額に相当する額</u>を支給する。 2 省 略 3 前 2 項に<u>定めるもののほか、議長、副議長及び議員の費用弁償の支</u>	（議員報酬の額） 第 2 条 議長、副議長及び議員の議員報酬は、<u>別表第 1</u>のとおりとする。 （議員報酬の支給） 第 3 条 議長、副議長及び議員の議員報酬は、<u>毎年 3 月</u>に支給する。 2 議長、副議長及び議員が<u>年</u>の途中で新たにその職についたときは、その日分から日割計算により議員報酬を支給し、離職し、又は死亡したときは、その日分までの議員報酬を日割計算により支給する。 （費用弁償） 第 4 条 議長、副議長及び議員が公務のため旅行したときは、その旅行について、費用弁償として<u>別表第 2 に掲げる旅費</u>を支給する。 2 省 略 3 前 2 項に<u>規定する費用弁償の支給方法</u>は、一般職の職員の旅費支給

給に関しては、一般職の職員の旅費支給の例による。
(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。
別表 省 略

の例による。
(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。
別表第1 省 略
別表第2 (第4条第1項関係)

<u>日当</u>	<u>宿泊料</u>		<u>食事料</u> <u>(一夜につき)</u>
	<u>県内</u>	<u>県外</u>	
<u>1, 0 0 0</u> 円	<u>1 1, 0 0 0</u> 円	<u>1 2, 0 0 0</u> 円	<u>2, 0 0 0</u> 円

- 付 則
(施行期日)
- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の龍ヶ崎地方衛生組合議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例第4条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。